

太監事第22号の1  
令和2年11月11日

太子町長 服部 千秋 様

太子町社会福祉協議会長 北川 重美 様

太子町監査委員 蓮 本 了 遠

太子町監査委員 長谷川 正 信

財政援助団体監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

# 監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1. 審査の種類

財政援助団体監査

### 2. 監査の対象

- ・対象団体 社会福祉法人 太子町社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）
- ・対象部局 太子町生活福祉部社会福祉課（以下「社会福祉課」という。）

### 3. 監査の実施期間

令和2年10月19日

### 4. 監査場所

太子町社会福祉協議会事務局

### 5. 監査の方法

主に令和元年度の財政的援助に係る出納その他事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査にあたっては、社会福祉協議会にあらかじめ資料の提出を求めるとともに、所管部局である社会福祉課に対し、補助金交付関係書類の提出を求め、関係書類を調査し、関係者から事情聴取する方法により実施した。

### 6. 監査対象事務

- ・社会福祉協議会における令和元年度の太子町補助金に係る出納その他の事務の執行
- ・社会福祉課における同補助金に係る事務の執行
- ・町が社会福祉協議会に委託した業務に係る事務の執行（抽出）

### 7. 監査対象補助金の概要

- (1) 交付対象事業           社会福祉活動推進事業
- (2) 交付対象経費           ア 社会福祉活動推進事業の運営に要する費用

イ 施設の新築、増築、改築、拡張及び大規模修繕に要する費用

- (3) 助成の額 毎年度予算の範囲内において額を定める。
- (4) 根拠法令等 社会福祉法人の助成に関する条例、社会福祉法人の助成に関する条例施行規則、太子町補助金等交付規則
- (5) 令和元年度交付額 30,709,000円

#### 8. 監査対象団体の概要

団体名 社会福祉法人 太子町社会福祉協議会

所在地 兵庫県揖保郡太子町老原 102 番地 1

設立目的 社会福祉協議会は、昭和 26 年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置された民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である。

町からの受託事業

- ①老人福祉センター事業
- ②太子町介護予防・日常生活支援総合事業（一部令和 2 年 6 月まで）
- ③一般介護予防事業
- ④介護予防支援事業（令和 2 年 6 月まで）
- ⑤子育てファミリーサポート事業

## 第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について、具体的な措置を書面に記し、社会福祉協議会より町監査委員へ通知されたい。

### 1. 検討又は改善を要する事項

#### <社会福祉協議会>

- ・補助金額算定の根拠が補助金交付申請書において明確に示されていない。どの事業のどの人件費が該当するのかを明示して頂きたい。また、その金額が資金収支計算内訳表と対比できるようにして頂きたい。
- ・補助金申請の事務手続きにおいて内部決裁が行われていない。担当者が作成した資料を責任者が承認するという当たり前の事務手続きを厳守して頂きたい。
- ・給与算定の誤りが発覚したが、これも給与事務を1人に任せてチェック機能が働かなかったことが原因である。前述の事務手続きを徹底して頂きたい。
- ・給与事務については、社会福祉協議会が自ら町の給与事務担当課へ出向いて改正等の情報を確実に把握、理解し、適正な給与算定を行って頂きたい。
- ・給与算定に誤りがあったことに伴い、適正な補助金交付額と実際の補助金交付額に差異がある年度については、算出根拠を示した資料を社会福祉協議会から町監査委員へ提出するとともに社会福祉課にもあわせてその旨報告すること。

#### <社会福祉課>

- ・社会福祉協議会から提出された補助金交付申請書について、口頭で説明を受けて納得するのではなく、必ず申請書に記載するように指導して頂きたい。

## 2. まとめ

補助金申請事務や給与算定事務を見る限り、社会福祉協議会の内部事務処理や内部統制に問題があると言わざるを得ない。多額の補助金や委託金により事業運営していることを再認識し業務改善をお願いしたい。

## 3. 太子町に対する意見

- ・社会福祉協議会に対して適正な事務手続きを指導して頂きたい。(必要あれば職員の派遣も要検討)
- ・太子町補助金等交付規則第14条第1項第1号及び第15条に基づき、補助金の交付額に支給超過が認められる場合には、社会福祉協議会から町へ返還すべきである。